



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.157
4月号

令和7年度事業実施計画を策定

3月19日(水)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第79回理事会が開催され、令和7年度事業計画が承認されました。概要は次のとおりです。

昨年度、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が制定され、我々の業界にも、適正処理は言うまでもなく、資源循環を促進し、資源を何度も利用することにより、更なるカーボンニュートラルへの貢献が求められています。今後、この法律の政省令が明らかになりますが、この法律をいかに活用するか、できるのか、更なる対策が求められるのか、政省令を確認し対応して参ります。

協会といたしましては、産業廃棄物の適正処理、様々な研修事業による資源循環の促進や普及啓発・情報提供などの公益のための事業はもとより、行政や公益社団法人全国産業資源循環連合会との連携や人材育成を図るための事業など共益的な事業についても積極的に推進してまいります。また、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可講習会等につきましては、昨年度に続き講習会の申し込みや講義動画を視聴できる環境を整え、パソコンの操作が苦手な方や Web 環境のない方を支援して参ります。

具体的な各事業の内容につきましては、次のとおりです。

I 公益目的事業

1 適正処理推進事業

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理のために廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票の正しい使用方法等の普及啓発を目的に、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が作成した管理票を広く排出事業者や産業廃棄物処理業者等に頒布する。

(2) 排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

産業廃棄物に関する県民等からの相談に指導・助言するとともに、排出事業者からの処理業者の問い合わせに対し、適正処理を行う会員等を紹介する。

(3) 廃棄物処理アドバイザー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認、廃棄物処理施設を設置する手続き等に際し、支援、助言を行う。

(4) 産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会等関係機関と連携して、産業廃棄物の適正処理やリサイクル等に関する調査研究を行う。

(5) 不法投棄・不適正処理防止対策の推進

平成17年7月に栃木県と締結した「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、会員の収集・運搬業務等を通じ、不法投棄等を発見した場合は速やかに関係機関に通報し早期解決を図る。また、県等が行う不法投棄防止キャンペーンへ参加する。

(6) 災害廃棄物処理支援事業

被災した市町から直接応援要請を受けることが可能になった「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定」に基づき、地震や風水害等の災害により発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に支援・協力する。

～協会ニュース～

2 研修事業

(1) 産業廃棄物処理の適正処理等に係る実務者研修会

産業廃棄物を取り扱う実務担当者を対象に産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会のほか、産業廃棄物処理業界の現状や課題、今後の動向等について研修会を実施する。また、産業廃棄物処理検定の合格を目的とした試験対策研修会を実施する。

(2) 産業廃棄物の減量化・再生利用等に関する研修

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等と当協会との共催により排出事業者や処理業者を対象とした産業廃棄物の減量化や廃棄物処理法の改正等に関する講習会を実施する。

(3) 労働安全衛生に関する研修

産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上と現場における労働災害の減少を図るための研修会を実施する。

(4) トップセミナー

廃棄物処理業者（特に経営者層）の資質向上を目的に、これからの産業廃棄物処理に関わる環境の変化や社会的ニーズに応じた経営戦略等に関する研修会を実施する。

(5) 反社会的勢力排除のための研修会

産業廃棄物処理業界へ反社会的勢力の参入を阻止するため、最近の暴力団等の情勢や企業への不当要求の実態と対策等に関する研修会を実施する。

3 普及啓発・情報提供事業

(1) 産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県、公益財団法人栃木県環境保全公社と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解と信頼を深めるため、「リサイクル施設等を見学してみよう！（リサイクル施設等コンシェルジュ事業）」や環境学習出前授業など啓発事業を行う。

(2) 協会だよりの発行

廃棄物行政情報、産業廃棄物処理業界の実態や動向、協会の活動状況などについて、協会機関誌である「協会だより」を毎月1回発行するとともにホームページにも掲載し、産業廃棄物行政や協会の活動状況等の各種情報を提供する。

(3) ホームページの運営

行政、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報や会員情報の充実を図りながら、情報発信のツールであるホームページを積極的に活用する。

4 栃木県環境保全緊急対策基金事業

当該事業は、産業廃棄物の不法投棄が発生した際に、不法投棄者以外の者が行う必要があると認められる不法投棄物の撤去支援、不法投棄物の飛散流失の防止、不法投棄の拡大防止等の措置を講じることにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全緊急対策基金運営・実施要領」に基づき、適切に事業を執行する。

II 共益事業等

1 組織強化事業

(1) 新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、協会未加入許可業者に対しパンフレットを配布するほか、各種研修会等の場を活用して加入勧誘するなど、新規会員の加入促進に努める。

(2) 会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項等の情報を取りまとめた名簿を作成し、会員及び関係機関に配布する。

～協会ニュース～

2 意識啓発向上事業

(1) 表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献した個人及び事業所に対し、協会長表彰を行うほか、行政や上部団体が行う表彰事業に協会員を推薦する。

(2) 優良産業廃棄物処理施設等の視察

産業廃棄物処理施設の最新の情報等を収集するため、県内外の優良産業廃棄物処理施設の視察研修を行う。

(3) 行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や指導通知等の情報を速やかに会員に通知し、会員の資質向上に努めるほか、「メール配信サービス」を希望する方には、電子メールでの配信も並行して行う。

(4) 許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象会員に対し許可更新の通知を行う。

3 他団体との交流・協力事業

(1) 行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、協会からの意見・要望や産業廃棄物行政の課題等について栃木県及び宇都宮市の行政当局と意見交換を行う。

(2) 排出事業者（団体）との意見交換会

産業廃棄物の処理に関する諸課題について、排出事業者と処理業者がお互いに認識を深め、適正処理を推進するための意見交換を行う。

(3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的に参加し、行政や関係団体との連携を深める。

(4) 許可申請等に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施協力機関として必要な協力業務を行う。また、パソコンをお持ちでない方、パソコン操作が苦手な方、Web環境が整っていない方などを対象に、受講申し込みや講義動画の視聴について支援する。

4 栃木県環境保全対策基金事業

当該事業は、会員の産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対して補償を行う制度を確立し、もって県民の安全な生活を確保と環境の保全に寄与することを目的としているが、該当事案が生じた場合は、「栃木県環境保全対策基金運営規程」に基づき、適切に事業を執行する。

III 管理事業

1 総会・理事会等の開催

総会、理事会、三役会、各委員会及び各部会において協会の運営や諸課題について活発な議論を行い、協会を適切に運営していく。

(1) 定時社員総会の開催

(2) 理事会の開催

(3) 三役会の開催

(4) 委員会及び部会の開催

(5) 交流会

(6) その他

栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

栃木県が世界に誇る貴重な文化遺産である「日光杉並木」保護のため、栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附を行う。

第 79 回理事会を開催

3月19日(水)、宇都宮市のとちぎ福祉プラザにおいて第79回理事会が開催され、理事・監事16名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 令和7年度事業計画案（1～3ページ参照）
2. 令和7年度予算案
3. 令和6年度決算見込み
原案のとおり承認されました。
4. 令和7年度会長表彰（優良従事者等）の候補者選定
会員から推薦があった「優良従事者」と「永年勤続者」の表彰者が決定しました。
5. 新規加入会員
正会員2社（株式会社エヅリン、株式会社彩樹）、賛助会員1社（日本テクノ株式会社）が承認されました。
6. (一社)栃木県環境美化協会の受託事業
令和7年度からの受託が承認されました。

【報告事項】

1. 令和6年度下半期業務執行状況報告書
令和6年度の下半期業務執行状況について報告しました。
2. 令和7年度許可等講習会
令和7年度の許可申請等講習会の概要及び栃木会場の日程について報告しました。
3. 賀詞交歓会の開催結果
1月23日、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催した概要等について報告しました。
4. 労働安全衛生に関する研修会の開催結果
2月13日、宇都宮市のパルティにおいて開催した概要等について報告しました。
5. 関東地域協議会建設廃棄物処理・処分実態調査結果
令和6年度に実施した建設廃棄物処理・処分実態調査結果を取り纏めた概要等について報告しました。
6. 会員の異動
入会、代表者変更等した会員があり、3月18日現在の正会員は199社、賛助会員は22社、合計221社であることを報告しました。
7. 今後の日程
主な今後の行事予定について報告しました。
8. 協会青年部 活動報告
直近の活動内容及び今後の予定について報告しました。

【その他】

1. 産業廃棄物処分業実績報告
栃木県資源循環推進課の担当者から、令和7年度から産業廃棄物処分業実績報告の報告様式等を大幅に簡略化する概要等について説明がありました。また、来年度事業への協力依頼のほか、健康への悪影響が指摘されている有機フッ素化合物のPFAS等が含まれると思われる廃棄物処理に関し、十分に気を付けるよう注意喚起がございました。

新規加入会員紹介

【正会員 2 社】

●株式会社エヅリン 代表取締役 江連 秀夫

栃木県大田原市上石上 1567-3

TEL0287-46-7669 FAX0287-46-7680 <https://ezurin.co.jp>

*収集運搬業（積替えを除く） 栃木県：令和 5 年 8 月 7 日

汚泥（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類

●株式会社彩樹 代表取締役 野中 秀樹

所在地：埼玉県白岡市小久喜 378-5 TEL0480-91-6188 FAX0480-92-6884

事業所：栃木県小山市出井磯宮浦 1193-12

*収集運搬業（積替えを含む） 栃木県：令和 7 年 1 月 22 日

燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず（積替え有り）、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器（石綿含有産業廃棄物を含む）、鉋さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ばいじん

*中間処理業 栃木県：令和 7 年 1 月 22 日

廃プラスチック類、木くず

【賛助会員 1 社】

●日本テクノ株式会社 栃木支店 支店長 石崎 貴彦

宇都宮市大通り 2-4-3 フージャース宇都宮ビル

TEL028-908-0525 FAX028-908-0526 <https://www.n-techno.co.jp>

【業種】電気事業（発電、小売電気事業、電気保安管理等）

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところでありますが、令和 7 年 4 月 1 日現在、正会員 200 社・賛助会員 22 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

－青年部に入会しませんか－

青年部は、公益社団法人栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和 7 年 4 月 1 日現在、28 名の部員がおりますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。

－ お問い合わせ －

公益社団法人栃木県産業資源循環協会事務局 TEL028-612-8016

令和 7（2025）年度許可等講習会について

令和 7 年度許可等講習会の栃木県開催は、全てオンライン形式になります。オンライン形式とは、事前に会社や自宅等で講義動画を視聴し、その後会場で修了試験を受ける 2 段階形式のオンライン型講習会です。修了試験（講習会）を受ける方は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから申込みください。

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター ホームページ <https://www.jwnet.or.jp>

■ 令和 7 年度栃木会場（修了試験）日程

コンセーレ 大ホール（1 F）、宇都宮市駒生 1-1-6 TEL028-624-1417

【新規】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 7 年 7 月 2 日（水）	13：40	150	25,300円

【新規】産業廃棄物の処分課程（*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合）

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 7 年 10 月 1 日（水）	10：00	20	39,600円 *57,200円

【更新】産業廃棄物の収集・運搬課程

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 7 年 7 月 2 日（水）	10：00	150	16,500円
令和 7 年 10 月 1 日（水）	13：40	150	16,500円
令和 8 年 1 月 28 日（水）	13：40	150	16,500円

【更新】産業廃棄物の処分課程（*収集・運搬課程と処分課程の同時受講する場合）

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 7 年 10 月 1 日（水）	10：00	30	20,900円 *33,000円

特別管理産業廃棄物管理責任者

開催日時	時間	定員	受講料（税込）
令和 7 年 7 月 3 日（木）	10：00	150	13,200円
令和 8 年 1 月 28 日（水）	10：00	150	13,200円

《当協会を受講申込み・講義動画が視聴できます！》

当協会では、パソコンをお持ちではない方、パソコン操作が苦手な方、Web 環境が整っていない方などを対象に、受講申込みや講義動画の視聴について御支援いたします。当協会への別途負担は発生しません（講習会受講料のみ）。是非、御相談ください。TEL028-612-8016

○受講申し込みから、受験までの流れ

- ①当協会へ連絡後に来所。協会のパソコンで受講申込みの手続きを行う。
- ②送付先住所に届いたテキストを協会に持参。栃木県立美術館普及分館会議室にてオンラインで「講義動画」を視聴。
- ③受験日時に試験会場（コンセーレ）に行き、試験を受ける。

～協会ニュース～

【青年部事業】 令和7年度第6回役員会、第5回全体会、勉強会を開催

3月6日(木)、宇都宮市の栃木県総合文化センターにおいて、役員会、全体会、勉強会を開催し、福田部長をはじめ16名が出席しました。

○役員会・全体会

今後の青年部事業活動や新規加入部員の承認などについて、協議しました。

○勉強会

議題：「ハラスメント対策」なぜ必要なのか？

講師：小野労務管理事務所 所長代理 星 裕介 氏

ハラスメントの定義や予防・対策の取り組みのほか、事例や判例をもとに具体的な対応や留意点等について解説いただきました。



【講演する星氏】



【会場風景】

三県合同視察研修会及び交流会を開催

3月14日(金)、隣県である福島協会青年部と茨城協会青年部との業界の更なる発展と今後の友好親善の発展に寄与することを目的に、福島県須賀川市の(株)釜屋において合同視察研修会と郡山ビューホテルアネックスにおいて交流会が開催されました。

○視察研修会

株式会社釜屋（福島県須賀川市森宿字安積田1-1）

リサイクル資源（主に鉄・非鉄スクラップ、古紙等）を各種工場等から収集し、加工、選別を行い再生原料として電炉メーカーや製紙メーカーに販売するほか、家電リサイクル法に基づく家電の解体や使用済みの自動車も解体し、同様に再生原料として各メーカーに販売。家電の解体プラントは、福島県内で唯一の再商品化施設として認定されております。

○交流会

青年部同士の情報交換や人脈形成を図る場として、名刺を交換する光景や談笑している姿が会場のあちこちでみられるなど、和やかな雰囲気の中盛会裏に終了しました。



【視察研修会 (株)釜屋】



【交流会 会場風景】

令和7年度

産業廃棄物処理実務者研修会

前期開催日程

いつでも・どこでも
職場や自宅、
好きな時間に
自分の
ペースで!



	開催日	申込
第1期	5月3日～28日	4月1日～22日
第2期	6月3日～28日	5月1日～22日
第3期	7月3日～28日	6月1日～22日
第4期	8月3日～28日	7月1日～22日

カリキュラム (全4講座)

① 産業廃棄物処理の基礎
(第1章～第8章)

第1章 循環型社会推進の法体系および廃棄物処理法の構成
第2章 廃棄物処理法の目的と産業廃棄物の種類
第3章 排出事業者の責務
第4章 産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第5章 特別管理産業廃棄物の保管および処理に関する主な基準
第6章 産業廃棄物処理業
第7章 産業廃棄物処理施設
第8章 行政処分

② 産業廃棄物の委託処理と委託契約

産業廃棄物の委託処理と委託契約

③ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※マニフェストの記入方法

④ 帳簿

帳簿

1 研修会の目的

産業廃棄物を取り扱う方々(排出事業者含む)の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認。

2 受講料 1名につき **8,250円**

税込、通信料は利用者負担

※産業廃棄物処理の基礎知識をわかりやすく解説した「産業廃棄物処理実務者研修会テキスト」も別途販売しています。



3 申込方法

専用のポータルサイトより受付

全産連 研修会

<https://www.zensanpairen.or.jp/application/seminar/>

検索

各章の構成

個人学習に最適な「復習(補習)」や「確認テスト」がメインの研修会です!

※各章ごとに、STEP1～STEP3 で構成

STEP1 講義視聴
ナレーション付きスライドショー



要点がわかりやすい!

STEP2 復習(補習)
クリックではがれる付箋機能を搭載



重要語句の暗記に最適!

STEP3 確認テスト
選択式問題や記述式問題を用意



理解度の把握に最適!

次の章へ



公益社団法人

全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階

お問い合わせ先

公益社団法人全国産業資源循環連合会 事業部 実務者研修会担当

【E-mail】ability-as@zensanpairen.or.jp

【営業時間】月～金 9:00～17:00 【定休日】土日・祝日

2025.03



佐藤 泉 法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座 1 丁目 16-6 鈴常ビル 4 階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—— コラム ——

○第 7 次エネルギー基本計画

2025 年 2 月 18 日、第 7 次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

前回のエネルギー基本計画は 2021 年 3 月に策定されたものですが、その後ロシア・ウクライナ戦争、中東情勢の悪化など、世界的に不安定な状況が発生しています。また、デジタル化が進む中で電力需要は増加しています。そこで、今回のエネルギー基本計画では、前回のエネルギーミックスを中心とした目標設定よりも、安定供給・安全保障の重視した方向性が示されました。また、原子力発電についても積極的な活用推進の姿勢を示しています。電気は産業界にとっても、家庭にとっても必要不可欠ですが、脱炭素政策とどう整合性を取るか。難しい選択が迫られています。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-2.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 3 月 24 日掲載)

○循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）

国土交通省は、2024 年から 2025 年にかけて、サーキュラーエコノミーポートのあり方に関する検討会を開いています。

2025 年 2 月 14 日に開かれた検討会では、この素案が示されました。広域の資源循環を促進するためには、港湾の有効活用は重要です。港湾整備と使いやすさを充実させるシステムが求められていると思います。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000007.html

<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001864481.pdf>

<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001866558.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 3 月 17 日掲載)

○化学物質に関するグローバルな枠組み

「化学物質に関するグローバル枠組み（Global Framework on Chemicals: GFC）―化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」は、国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）の後継となる新たな枠組みです。2023 年 9 月、国際化学物質管理会議（ICCM5）で採択されました。この国内実施計画案は、2025 年 2 月 18 日からパブリックコメント募集開始されています。GFC は、国及びあらゆるステークホルダーが参加する包括的取組であり、5 つの目的とその達成のために 28 の個別ターゲットが設定されています。

戦略目的 A: 化学物質と廃棄物の適正管理のための法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装（ターゲット A1～A7）

戦略目的 B: 意思決定とアクションのための包括的で十分な知識・データ・情報の生成・公開・アクセス（ターゲット B1～B7）

戦略目的 C: 懸念課題の特定・優先化・対応（ターゲット C1）

戦略目的 D: 便益の最大化とリスクの防止・最小化のための製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装（ターゲット D1～D7）

戦略目的 E: リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強及び関連意思決定プロセスへの統合を通じた実施の向上（ターゲット E1～E6）

詳細は以下をご覧ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=195240116&Mode=0>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000287617>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和 7 年 3 月 10 日掲載)

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、新入社員用でしたので、みなさん即答だったと思います。
では、確認していきましょう。

宿題Q、産業廃棄物の収集運搬業(積替保管を行わない)を営むためには、誰の許可を得なければならないか。

- (1) 総理大臣
- (2) 厚生労働大臣
- (3) 環境大臣
- (4) 都道府県知事
- (5) 市町村長

【解説】

法第14条第1項では次のとおり規定されている。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。したがって、(4)が正解である。

正解(4)

この問題についてのコメントは、次の問題と併せて行いましょう。

Q、産業廃棄物の収集運搬業に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の許可を受けなければならない。
- (2) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の許可を受けなければならない。
- (3) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の許可を受けなければならないが、当該業を行おうとする市町村長の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていれば、改めて都道府県知事の許可を受ける必要はない。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の処分業の許可を受けていれば、改めて収集運搬業の許可を受ける必要はない。
- (5) 産業廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の処分業の許可を受けていれば、改めて収集運搬業の許可を受ける必要はない。

～廃棄物処理問題～

【解説】

法第14条では「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第14条の3の3まで、第15条の4の2、第15条の4の3第3項及び第15条の4の4第3項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。」とされている。

したがって、(1)が正しい。

産業廃棄物の処理業者（収集運搬業・処分業）も一般廃棄物と同様に許可は必要となるが、一般廃棄物処理業では市町村長の許可が必要になるのに対し、産業廃棄物処理業では都道府県知事（一部政令市長）の許可が必要になる。

また、収集運搬業の許可と処分業の許可はそれぞれ別に受ける必要がある。

なお、法第14条では、自らその産業廃棄物を運搬（又は処分）する事業者や環境省令で定める者など、許可が必要ない者についても規定している。

正解 (1)

まあ、これはコメントするまでもありませんが、産業廃棄物処理業の許可は都道府県知事、一般廃棄物の許可は市町村長の許可でしたね。

ただし、廃棄物処理法政令市（栃木県では宇都宮市だけ）のエリアで産業廃棄物の処分業（中間処理、最終処分）を営むとき、そして収集運搬も「積替保管」を政令市の中でやるときは政令市長の許可となっています。

ベテランの方にとっては物足りないと思いますので、今月の宿題は、ちょっとマニアックな「業許可」の問題を。



宿題Q

産業廃棄物処理業の許可に関する記述で正に○、誤に×を付けなさい。

- a 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けなくてもよい。
- b 産業廃棄物処理業の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- c 産業廃棄物処理業の許可には、産業廃棄物の収集を行うことができる区域を定めることができる。
- d 産業廃棄物処理業の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- e 産業廃棄物処理業者は、都道府県が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

ワンポイント安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」

～職場における熱中症対策が強化されます～

第 175 回労働政策審議会・安全衛生分科会で職場における熱中症対策の強化を図る省令案（職場における熱中症対策の強化関係）が諮問・答申されました。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要は下記のとおりです。

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。



2 改正の概要

以下 1、2 の事項を事業者により義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業員」

②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱

②身体を冷却

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること



※ WBGT（湿球黒球温度）28 度又は気温 31 度以上の作業場において行われる作業で、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

（1）公布日 令和 7 年 4 月上旬（予定）

（2）施行日 令和 7 年 6 月 1 日

〔注〕すでに「労働衛生管理体制の確立」や「作業計画の策定」がされていれば継続して取り組んでください。未実施の場合は、上記の内容を踏まえて、早急に関係者への周知が必要です。

～ワンポイント安全衛生～

令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」のリーフレット(日本語)です。この他に、英語版、中国語版、韓国語版、インドネシア語版、タガログ語版、ベトナム語版があります。



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

キャンペーン実施要項
キャンペーン期間
4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備 重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修
の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

〔資料〕「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(厚生労働省 HP)

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント
会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、正会員の 株式会社荒川クリーンライフ を訪問しました。

1 会社概要

会社名：株式会社荒川クリーンライフ
代表者：代表取締役 荒川 友益
住 所：栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽928番地
連絡先：電 話 0285-68-0763
FAX 0285-68-1289
宇都宮営業所：栃木県宇都宮市氷室町1706番地1
創 業：平成9年7月25日
従業員：26名



2 許可の取得状況

- 産業廃棄物収集運搬業（許可番号）
 - ・栃木県（00900114926） ・埼玉県（01104114926） ・茨城県（00801114926）
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業（許可番号）
 - ・栃木県（00950114926）
- 一般廃棄物収集運搬業（許可番号）
 - ・宇都宮市（第426号） ・真岡市（第31号） ・市貝町（第5-07号）
 - ・益子町（第5-444号） ・芳賀町（第6-8号） ・茂木町（第6-3号）
 - ・壬生町（第69号） ・寄居町（第B2404BU029号）
- 再生資源回収認定事業者（R09K-00925）
- 古物商 栃木県公安委員会（第411160000156号）

3 施設概要

昭和54年に荒川商店として創業し、行政より委託された指定ごみ袋の製造販売、一般廃棄物処理業を主軸として事業をスタート。

平成9年に社名を荒川クリーンライフとして新会社設立、現在に至るまで約50年余り一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬業の他、行政委託の家庭ごみ収集や資源ごみのリサイクルを中心に事業展開してまいりました。



4 会社からひと言

弊社は、「未来へ繋ぐ住環境づくり」を念頭に置き、廃棄物処理を通じて循環型社会構築の一端を担えるよう企業活動してまいりました。これからも地域社会から必要とされる企業を目指し、廃棄物処理に真摯に向き合い環境負荷低減に貢献できる企業を目指してまいります。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 原料が変更になって不要になった原料の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問)

当社は顧客から原料を提供されて加工して納品していますが、顧客が原料を変更して欲しいと連絡があり、従来原料としていたものの処分も依頼されました。

当社で処分しても、法的には問題ありませんか。

(協会)

誰が排出事業者になるのかは、不要になった時点で誰の所有物であったかがポイントです。

貴社が所有し管理していた原料が、顧客の都合で変更になったということであれば、貴社の廃棄物と言うことで問題ないと思いますが、原料の取り扱いがどのようになっていたかがポイントだと思います。貴社が原料を買取り、製品を納めるという形であれば、原料は貴社のものと言うことになりますので、貴社が排出事業者で問題ないと思います。貴社が原料の提供を受けて、加工して製品を納めていたということになると、少し微妙かもしれません。不要になった原料の所有者がどちらになっていたかが決め手になると思います。いずれにいたしましても、契約内容を確認して、処分可能な会社を探して、事前に書面で契約を結び処分してください。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和7年4月1日現在、正会員201社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～行政ニュース～

令和7年度 栃木県・宇都宮市 廃棄物担当職員

令和7年4月1日付けの人事異動による栃木県及び出先機関、宇都宮市の産業廃棄物担当職員は次のとおりです。

■栃木県環境森林部

環境森林部長	齋藤 利也		
環境森林部次長兼環境森林政策課長	岡本 栄二		
環境森林部参事	大金 重秀		
環境森林部参事	大橋 禎恵		
資源循環推進課			
資源循環推進課長	松木 太郎		
課長補佐（総括）	中村 秀悦		
企画推進担当 TEL028-623-3228		廃棄物対策担当 TEL028-623-3107	
副主幹（GL） 佐藤 正浩		副主幹（GL） 福田 喬広	
主査 後藤 亮		主査 角田 武裕	
主事 田村 知也		主査 塙 真琴	
技師 池上 美穂		主事 木村 唯一花	
		技師 猪瀬 絢加	
（災害等廃棄物対策） TEL028-623-3098		審査指導班 TEL028-623-3154	
副主幹（TL） 荒川 亮		班長 芹澤 広行	
主任 築田 慧		副主幹（併） 藤原 武彦	
主事 小林 優平		主査 前野 優哉	
技師 菊地 隆秀		主査 加藤 将樹	
		主査（併） 横塚 大樹	
		主査 倉井 太士	
		主任 松村 裕治	
		主任 親松 克典	
		主任 山本 祥	
		主事 谷津 光	
		技師 川澄 透	

■県西環境森林事務所 TEL0288-23-1000

環境部長	関谷 夕香
部長補佐兼環境対策課長	齋藤 康司
主査	宇賀神 尚介
主任	関 貴文
主事	沼尾 拓実
技師	吉田 誠

■県東環境森林事務所 TEL0285-81-9002

環境部長	藤平 慶志
環境対策課長	大野 貴博
副主幹	伊東 佳久
技師	稲葉 陵
主事	村上 輔
技師	久保庭 美砂

～行政ニュース～

■ 県北環境森林事務所 TEL0287-22-2277

環境部長	大関 正浩
部長補佐(総括)兼環境対策課長	
	野澤 剛
主査(併)	岡崎 弥
主査	麻生 祐太
主任	森島 俊樹
主任	八木澤 忍
主任	大場 勇希
主事	辻 亮太

■ 県南環境森林事務所 TEL0283-23-4445

環境部長	野口 雄一
環境対策課長	山田 真里
主査	倉田 仁志
主任	大阿久 俊幸
主任	船渡川 茂
技師	野澤 和史

■ 小山環境管理事務所 TEL0285-22-4309

所長	倉井 宏明
所長補佐(総括)兼環境対策課長	
	人見 敬一
主査	手島 和典
主査	福士 宏樹
主査(併)	眞尾 拓馬
主任	平山 大輔
主任	石原 敬史
主事	戸田 あゆみ
技師	小林 稔
主事	大川 泉

■ 宇都宮市環境部

環境部長	大沢 悟
環境部次長副参事(脱炭素担当)兼務	荒木 義行
環境部副参事(廃棄物政策担当)	荒井 厚文
廃棄物政策課	
廃棄物政策課長	荻原 研二
廃棄物政策課副主幹	藤平 剛久
廃棄物政策課長補佐	田上 貴子
企画調整グループ TEL028-632-2415	審査指導グループ TEL028-632-2928
係長	佐藤 敦子
総括	金林 睦
主任	鈴木 靖果
主任主事	矢古宇 希
主事	瀬理 彩紗
主事	中村 真望
主任(再)	長谷部 敬
	係長
	川村 幸良
	総括
	武藤 有佳
	主任
	常田 賢
	主任
	安納 康之
	主任技師
	村上 張樹
	主任技師
	小宅 智子
	主任技師
	三浦 智寛
	主任主事
	長谷川 雄大
	主任主事
	隠岐 梓
	主事
	坂野 秀峰

栃木県気候変動



気候変動の影響で

さくらの開花に変化

令和 7 (2025) 年 3 月

気候変動は、さくら^{※1}の開花にも影響しており、年平均気温の上昇が進むと開花が早まるばかりでなく、地域によっては開花しても満開にならないことも起きてくるだろうといわれています^{※2}。

※1：そめいよしの ※2：環境省デコ活 HP から

さくらの開花は早まっている

気象台では、季節の遅れや進み、気候の変化など総合的な気象状況の推移を知るため 6 種の植物について観測を行っています。

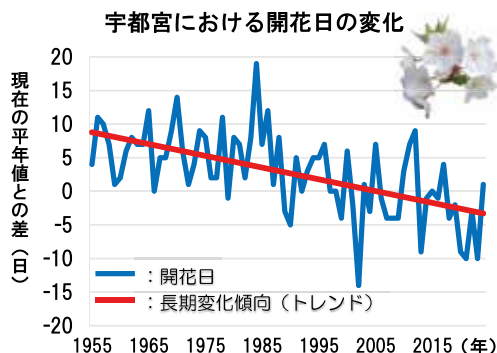
宇都宮地方気象台でも敷地内のそめいよしの（標本木）を目視で観測しており、5～6 輪の花が咲いた日が「開花日」になります。

気象庁が公開している過去のさくらの開花日によると、昨年までの 70 年間で、宇都宮のさくらの開花は 9 日程度早まっていることがわかります。

入学式を彩ってきたさくらは、卒業式の門出を祝う花になりつつあるようです。



宇都宮地方気象台の標本木



平年値：1991 年～2020 年の 30 年間の累年平均値
標本木：開花・満開を観測する対象の木

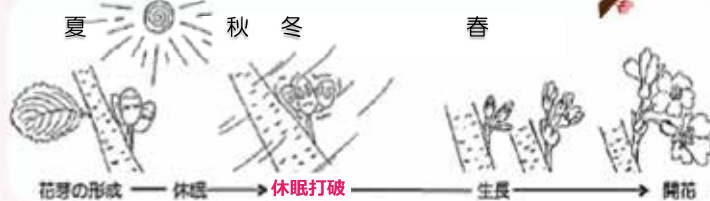
さくらは冬の寒さで目覚める＝冬の冷え込みがないと咲かない

さくらは、夏頃に翌春咲く花の元となる花芽を形成し休眠に入ります。花芽は冬の低温に一定期間さらされると休眠から覚めます（休眠打破）。花芽は休眠打破のあと温度の上昇とともに生長し開花します。さくらが開花するためには、休眠打破をする「寒さ」が必要なのです。

春先の気温が高ければ、さくらの開花は早まります。しかし、温暖な地方では、秋から冬の気温が高めに経過すると休眠打破が十分に行われず、春先の気温が高くても開花が遅くなることが起きます。

温暖化が進むと、「そめいよしの」が開花しない地域が出ると予測する研究者もいます^{※3}。

さくらの花芽 成長から開花



※3：東京管区気象台 HP さくら豆知識から

気候変動の影響は、身近なところでも起きています



栃木県気候変動適応センター通信では、気候変動の影響や適応に関する情報を発信しています！

バックナンバーも御覧ください



栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHP を御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



X
(旧 Twitter)

栃木県立日光自然博物館 春の企画展

2025年
4/19(土)
▼
7/6(日)

奥日光の 野鳥展

野鳥がきっと好きになる

かたちの秘密・おもしろ行動など

野鳥の魅力が盛沢山！



入館料
()内割引料金
※各種割引あり

大人 高校生以上	510円 (410円)
小人 4才以上	260円 (210円)

栃木県立
日光自然博物館

QRコードでHPに簡単アクセス！



〒321-1661 栃木県日光市中宮祠2480-1 ☎：0288-55-0880

栃木県内のまつり・イベント情報(4月・5月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
2月8日(土)～4月30日(水)	あしかが『美』食まつり2025	足利市	足利市内協賛店舗	(一社)足利市観光協会(事務局)	0284-43-3000
3月15日(土)～5月15日(木)	うずまの鯉のぼり	栃木市	巴波川(栃木市倭町、室町、湊町周辺)	栃木市観光振興課(一社)栃木市観光協会	0282-21-2374 0282-25-2356
3月22日(土)～4月27日(日)	日光桜回遊	日光市	日光市相生町、松原町、石屋町、稲荷町、御幸町、鉢石町、山内エリア(日光駅～日光東照宮近辺)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
4月18日(金)、19日(土)、20日(日)	大つけ麺博PRESENTS最強ラーメン祭IN小山2025	小山市	小山御殿広場(小山市中央町1丁目1-1)※小山市役所北側	大つけ麺博PRESENTS最強ラーメン祭実行委員会事務局	https://x.com/daitsukemenhaku
4月・5月の土曜・日曜・祝日、6月の第2日曜日 各日9:00～16:00	物外軒(ぶつがいけん)茶室無料公開(足利市指定文化財/国登録記念物)	足利市	物外軒(足利市通6丁目3165-2)※織姫公民館北側	足利市文化課文化財保護・世界遺産推進担当	0284-20-2230
4月中旬～11月30日(日)※予定	中禅寺湖遊覧船クルーズ	日光市	中禅寺湖(日光市中宮祠)	中禅寺湖遊覧船日光湯元ロッヂ(休業期間中:12月～4月中旬)	0288-55-0360 0288-62-2532
4月12日(土)～5月18日(日)	あしかがフラワーパーク「ふじのはな物語～大藤まつり2025～」	足利市	あしかがフラワーパーク(足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
4月13日(日)～17日(木)	弥生祭(とちぎのまつり100選)	日光市	日光二荒山神社～市街地	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
4月19日(土)	2025しおや100キロウォーク「地獄の100km」	塩谷町	塩谷町立玉生小学校(栃木県塩谷郡塩谷町玉生395)	しおや湧水の里ウォーク実行委員会	070-2178-0408
4月19日(土)～5月6日(火)	花と緑のフェスタ2025	鹿沼市	鹿沼市花木センター(鹿沼市茂呂2086-1)※屋内外	鹿沼市花木センター	0289-76-2310
4月19日(土)・20日(日)	あわの城山つつじまつり	鹿沼市	あわの城山公園(鹿沼市口栗野1631-2)※屋外	ふる里あわのづくり協議会(栗野商工会内)	0289-85-2281
4月20日(日)11:00～	大猷院殿御祥忌法要	日光市	日光山輪王寺大猷院(日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
4月25日(金)10:00～	開山祭	日光市	日光二荒山神社中宮祠(日光市中宮祠2484)	日光二荒山神社中宮祠	0288-55-0017
4月下旬	栗石かえし	日光市	日光東照宮(日光市山内2301)日光山輪王寺大猷院(日光市山内2300)	日光東照宮 日光山輪王寺	0288-54-0560 0288-54-0531
4月29日(火)～5月6日(火)	第111回益子春の陶器市	益子町	益子町内各所(城内坂、サヤド地区中心)	益子陶器市実行委員会(益子町観光協会)	0285-70-1120
5月3日(土・祝)10:00～	両大神社大祭	日光市	琴平山両大神社(日光市平ヶ崎439)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月3日(土・祝)10:00～16:00	ヘリコプターフライト体験	高根沢町	安住神社(高根沢町上高根沢2313)第2駐車場	安住神社	028-675-0357
5月3日(土・祝)～5日(月・祝)	鏝阿寺春の大祭	足利市	鏝阿寺境内(足利市家富町2220)	鏝阿寺	0284-41-2627
5月5日(月・祝)	足利織姫神社春季例大祭	足利市	足利織姫神社(足利市西宮町3889)	足利織姫神社奉賛会(足利織物会館内)	0284-22-0313

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」

令和の現実／老後資金準備をはじめる時期が早まっている！？

平成から令和になり、早くも7年目に突入しています。時の経つのは早いものだ、改めて思う今日この頃ですが（苦笑）、この令和はまさに人生100年の時代、現役世代の皆さまのライフスタイルもますます多様化しています。そんな中、企業や自治体の職場にお邪魔してセミナー講師を務めたとき、特に若い皆さまからよく伺いするのが「人生100年だからお金がかかるのはわかったけど、将来どうなるのか、何から準備すればいいのかわからない……」とのお質問。親世代が見本にならない、そんな時代ですから無理からぬことかもしれませんね。でも、私は講師の立場なので、若い皆さまに次の一步を踏み出していただきたい、そんな思いで「人は何のために貯蓄しているのか？」、10年前と比較したデータを紹介しています。

以下の表、金融資産の保有目的について、二人以上世帯と単身世帯、年代別に比較したもの。一目瞭然ではありますが、「老後の生活資金」を目的とする割合が大幅に上昇しています。その結果、世帯や年代を問わず、人が貯蓄する目的のいの一番が「老後の生活資金」となっているのです。

多様化の時代ではありますが、例えば将来的に結婚しなくても、子育てをしなくても、そして家を買わなくても、誰にでも必ず老後は訪れます。ですから、まずは老後資金準備、この考え方は至極当然と言えば当然です。そして、特に顕著なのが20歳代、30歳代の皆さんですから、老後資金準備をはじめる時期が早まっている、これが令和の時代の現実なのかも知れません。

■ 二人以上世帯の金融資産(貯蓄)保有の目的（3つまで複数回答）※

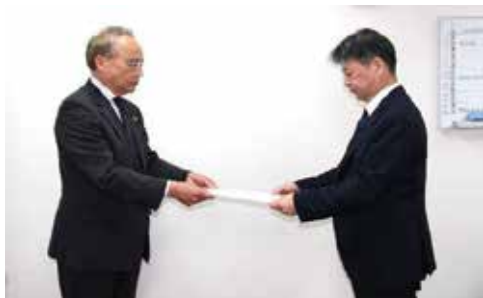
	老後の生活資金			病気や不時の災害への備え			こどもの教育資金		
	2024年	2014年	増減	2024年	2014年	増減	2024年	2014年	増減
20歳代	31.0%	18.4%	+12.6	31.0%	61.2%	-30.2	33.9%	73.5%	-39.6
30歳代	44.1	37.7	+6.4	35.6	53.2	-17.6	43.1	68.4	-25.3
40歳代	52.9	51.0	+1.9	38.4	52.3	-13.9	39.3	67.6	-28.3
50歳代	61.2	72.0	-10.8	41.5	63.9	-22.4	17.4	31.3	-13.9

■ 単身世帯の金融資産(貯蓄)保有の目的（3つまで複数回答）※

	老後の生活資金			病気や不時の災害への備え			特に目的ないが、あれば安心		
	2024年	2014年	増減	2024年	2014年	増減	2024年	2014年	増減
20歳代	36.6%	19.0%	+17.6	30.3%	37.4%	-7.1	32.0%	45.5%	-13.5
30歳代	53.5	40.6	+12.9	34.6	44.3	-9.7	34.1	41.8	-7.7
40歳代	65.3	56.7	+8.6	44.0	49.8	-5.8	27.8	30.0	-2.2
50歳代	68.0	70.7	-2.7	38.8	50.6	-11.8	24.7	20.9	+3.8

※ 金融経済教育推進機構、金融中央広報委員会「家計の金融行動に関する世論調査」から 大和証券 ワークプレイスビジネス部 2025/3/24作成
大和証券作成

事務局長に就任いたしました



【山口副会長（左）、野中事務局長（右）】

この春、事務局長を拝命いたしました野中と申します。
昨年度まで栃木県環境森林部に在籍し、今年度現職派遣という形で当協会にまいりました。
微力ではありますが、協会の事務はもちろんのこと、県職員という立場から行政と業界の橋渡しの役割を担うことができると考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ー産業廃棄物マニフェスト 価格改定のお知らせー

昨今の原材料費・印刷費等の高騰により、令和7年4月1日から公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の**産業廃棄物マニフェストの価格を改定**しました。皆様にはご負担をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、建設六団体副産物対策協議会発行の建設系廃棄物マニフェストおよび電子マニフェスト送り状の価格については変更ございません。

産業廃棄物マニフェスト（全産連発行）		部数	改定前価格(税込)	改定後価格(税込)
直行用	単票（手書き用）	100 部	3,000 円	3,300 円
	連続票（ドットプリンタ用）	500 部	15,000 円	16,500 円
積替用	単票（手書き用）	100 部	3,000 円	3,300 円
	連続票（ドットプリンタ用）	500 部	15,000 円	16,500 円

【協会の皆様へ】ー許可証の変更等についてー

協会員の皆様から御提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には、住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会まで御連絡ください。

- 氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL 又は FAX 番号の変更も含む）
- 廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更（許可証の写しを添付）及び廃止したとき

ー編集後記ー

さて、新年度の始まりです。春真っ盛りで桜も満開。初々しい新社会人がキラキラと眩しい季節。そんな希望に満ちた春は、重度の花粉症である私にとってとても憂鬱な時期でもあります。

経済的にみても、薬・食品等の花粉症予防・症状緩和の商品が多数販売される一方で、外出を控える人が増えて個人消費が落ち込むことが GDP の押し下げ要因となるという試算もあるようです。

日本経済を後退させないためにもマスクや手洗いうがいなどの花粉症対策を徹底しましょう。

ー事務局だよりー

☆ 3月11日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会が、ハイブリット形式で開催され、菊池会長が Web 会議にて出席しました。

☆ 3月12日（水）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 3月28日（金）

関東地域協議会事務責任者会議が Web 会議において開催され、湯澤専務理事が出席しました。